

市民会館は集団受付方式

記載方法の説明を受けながら、ご自身で申告書を作成していただきます。
身体的理由で自書が困難な方は、会場でご相談ください。

確定申告

申告が必要な方

- 給与収入で所得税が差し引かれているが年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年度途中退職者など）
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除※注1を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）
- 定められた団体に2,000円を超える寄附をして寄附金控除を受ける方（5か所を超える都道府県・市区町村に寄附〔ふるさと納税〕をした方、および5か所以内の場合でも、ふるさと納税ワンストップ特例制度〔寄附先への申請により確定申告をすることなく控除を受けられる制度〕を利用しない方は確定申告が必要です）
- 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入は合計400万円以下でも、公的年金以外に20万円を超える所得がある方
- 給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方
- 平成27年中の給与収入が2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けた方



次に該当する方は、札幌東税務署で申告してください (市民会館や大麻集会所では申告できません)

- 給与収入のある方で特定支出控除を受ける方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方
- 配当収入（株式や投資信託など）の申告を行う方
- 土地や建物、株などを売って収入を得た方
- 災害や盗難などで一定の額以上の被害にあった方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 退職金の申告を行う方
- 住宅借入金等特別控除を受ける方



※これらの方々以外にも確定申告の必要な場合があります。

年金400万円以下でも申告が必要な方がいます

公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、次に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- 所得税の還付を受ける方 ⇒ 札幌東税務署や市民会館、大麻集会所で申告
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方
⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館や大麻集会所では申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告を行うことで住民税が減額になる場合があります。

住民税申告

申告が必要な方

確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要です。

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費※注1など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）
 - 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方
 - 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
 - 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方
- ※札幌東税務署では、住民税申告はできません。



税の申告受付 が始まります

税の申告は、自分の支払う税金の増減に関わる大事な手続きです。
確定申告は札幌東税務署で、住民税申告は市民会館、市役所大麻出張所2階大麻集会所（以下大麻集会所）で受け付けます。ただし、確定申告の一部は、市民会館、大麻集会所でも受け付けます（5ページの会場と日程の表を参照）。
市民会館の会場は初日から2月中旬まで混み合う傾向にあり、待ち時間が長くなっていますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
〔詳細〕市民税課市民係 ☎ 381-1012

注意

次の申告は
札幌東税務署へ

今回から
市民会館・大麻集会所では
申告できません

①配当収入の申告

株式や投資信託などの配当収入のある方の確定申告。

②退職金の申告

所得税が源泉徴収された退職金があり、退職金を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くとマイナスになる方の確定申告。

<札幌東税務署 ☎ 897-6111 >



※注1 医療費控除

平成27年中に医療費などを10万円(所得が200万円未満の場合は所得の5%)を超えて支払った場合、超えた分を医療費控除で申告できます。対象となる医療費の詳細は、税務署までお問い合わせください。

なお、医療費の明細書(集計表)は、必ず事前に計算し、来場前に作成しておいてください。作成していない場合、会場で作成していただきますので受付をお待ちいただくことがあります。また、すでに他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

医療費控除で 医療費は還付されません

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

確定申告と住民税申告の受付会場と日程

会場	日程	受付(開場 8:45)	受け付ける申告
江別市民会館 21号室	2月8日(月)～3月15日(火) 2月8日(月)～2月15日(月)の期間は、 税務職員も申告を受け付けています。 土曜日・日曜日・祝日は休みです。	9:00～11:30 13:00～16:00 ※3月15日(火)は15:00まで	●住民税申告 ●確定申告の一部 ※給与収入、年金収入などの 雑収入がある方の還付申 告を受け付け。 ※住宅借入金等特別控除は 申告できません。
大麻集会所 (市役所大麻出張所2階)	2月3日(水)・2月4日(木) 来場者が多い場合は途中で受け付けを終了 することがあります。	9:30～11:00 13:00～16:00	

※3月16日(水)以降の確定申告は、札幌東税務署での受け付けとなります。

※平成29年2月より行う確定申告(平成28年分)からは、札幌東税務署からの派遣を受けられなくなります。そのため、江別市民会館では今までどおり確定申告の一部の受け付けとなりますが、大麻集会所では住民税申告のみの受け付けとなります。

会場	日程	申告相談時間	受け付ける申告
札幌東税務署 (札幌市厚別区厚別東 4条4丁目 ☎897-6111)	2月16日(火)～3月15日(火) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月21日(日)、2月28日(日)は受け付けます)	9:00～17:00 ※申告書作成には時間を要しま すので、午後4時ごろまでに受 け付けを。混雑時は、入場をお 断りすることがあります。	●確定申告 ※住民税申告はできません。
札幌広域還付 申告センター (札幌市教育文化会 館3階 札幌市中央区 北1条西13丁目)	1月26日(火)～2月15日(月) 土曜日・日曜日・祝日・文化会館閉館 日(2月8日(月))を除く	9:30～16:00	●還付申告 ※給与収入、年金収入のみ の収入がある方の還付申告 を受け付け。

札幌東税務署からのお知らせ

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、印刷して郵送などにより提出することができます。ぜひご利用ください。国税庁HP = <http://www.nta.go.jp/>

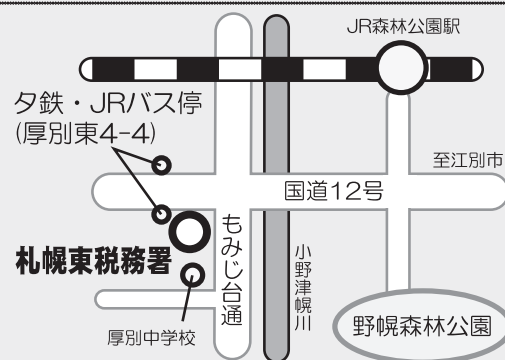
納税には便利な振替納税のご利用を

振替納税をご利用の場合、所得税および復興特別所得税は4月20日(水)、消費税および地方消費税は4月25日(月)が口座振替日となります。

復興特別所得税の記載漏れにご注意

東日本大震災復興の財源確保のため、平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告をされる全ての方に復興特別所得税の記載が必要(還付申告の方も含む)です。記載漏れのないようご注意ください。

平成29年から、江別市民会館および大麻集会所での税務職員による確定申告相談は行いません。札幌東税務署へおいでいただくか、国税庁ホームページをご利用ください。



駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

申告に必要なもの

▶ 共通

- ①印鑑、②前年中(平成27年1月～12月)の収入金額、経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など、コピー不可)
- ③控除に関する書類
 - ・前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書
 - ・前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定)
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ④申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)



▶ 医療費控除を受ける方 左記①～④のほか、次のとおり。

- 医療費の明細書(任意の様式でも可) 事前に病院や薬局などの支払先ごとにまとめて金額を集計して記入し、領収書も添付してください。なお、生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください(全体額からではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください)。
- 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
 - ・1年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
 - ・2年目以降/領収書および市の介護保険課が発行する「主治医意見書の内容確認書」で可(該当しない場合がありますので、詳しくは介護保険課[☎381-1067]にご確認ください)。
- 医療機関への交通費 公共交通機関分(バス、JR、地下鉄など)は医療費の明細書に往復の単価と通院回数、金額を記入してください(領収書不要)。タクシー代については、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。



始まります 税の申告受付



要介護認定を受けている方の 障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、65歳以上の要介護認定を受けている方で、基準日（12月31日）において次の要件をすべて満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」（無料）を申告の際に添付することで障害者控除の対象になります。

- 市内に居住する65歳以上の方
- 障害者手帳の交付を受けていない方
- 要支援2および要介護1～5の介護認定を受けている方で、身体や精神の障がいの程度が障がい者と同程度と認められる方

認定書の発行については、市役所西棟1階介護保険課14番窓口へ。

〔詳細〕介護保険課 ☎ 381-1067

年金差し引きの介護・後期 高齢者医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料の額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403



不動産収入は 固定資産課税明細書のご利用を

札幌東税務署での不動産収入の申告の際は、昨年5月にお送りした「固定資産税・都市計画税納税通知書」に各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書を添付していますので、ご利用ください。

〔詳細〕資産課税課 ☎ 381-1404

平成28年4月1日 軽自動車税の 税率が改正

平成27年度税制改正により、平成28年4月1日から原動機付自転車などの税率が、表1のとおりとなります（平成27年4月1日からの改正が1年延期となったものです）。表1以外の車両（表2の車両）については、税率が改正されるものは、平成27年4月1日以後に初めて車両番号指定を受けたものです。

なお、平成28年4月1日からは、初めて車両番号指定を受けてから13年を経過した軽4輪など（電気自動車などは

（表1）

区分	種別	税率（円）	
		現行	改正
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超～90cc以下	1,200	2,000
	90cc超～125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽自動車	2輪車（125cc超～250cc以下）	2,400	3,600
	雪上車	2,400	3,600
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900
2輪の小型自動車		4,000	6,000

除く）には「経年重課税率」が課されます。税率は表2のとおりとなります。また、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号指定を受け一定の環境性能を満たすものについては、平成28年度に限り、

その燃費性能に応じた「グリーン化特例（軽課）」の対象となります。軽減率などに

1012 〔詳細〕市民税課税制係 ☎ 381-1012

（表2）

区分	税率（円）			
	登録年月日（*）		登録年月日（*） から13年経過 【経年重課税率】	
	H27.3.31以前 ＜現行税率＞	H27.4.1以降 ＜改正税率＞		
3輪（660cc以下）	3,100	3,900	4,600	
4輪以上乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
	自家用	7,200	10,800	12,900
4輪以上貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
	自家用	4,000	5,000	6,000

（*）登録年月日＝初めて車両番号の指定を受けた年月日。

（表3）

区分	税率（円）				
	基準税率 《改正税率》	軽減率① （概ね75% 軽減）	軽減率② （概ね50% 軽減）	軽減率③ （概ね25% 軽減）	
3輪（660cc以下）	3,900	1,000	2,000	3,000	
4輪以上乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
	自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
4輪以上貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
	自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

・軽減率①～③は、下表の①～③に対応します。

軽減の内容	軽乗用車	軽貨物車（3輪を含む）
軽減率① （概ね75%軽減）	電気自動車、天然ガス自動車	電気自動車、天然ガス自動車
軽減率② （概ね50%軽減）	ガソリン車、ハイブリッド車 （平成32年度燃費基準+20% 達成車）	ガソリン車、ハイブリッド車 （平成27年度燃費基準+35% 達成車）
軽減率③ （概ね25%軽減）	ガソリン車、ハイブリッド車 （平成32年度燃費基準達成車）	ガソリン車、ハイブリッド車 （平成27年度燃費基準+15% 達成車）

・電気自動車、天然ガス自動車は、ポスト新長期規制からNOx10%低減とする。

・ガソリン車、ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

パブリックコメント

策定・見直し作業中の条例・計画などについて、市民の皆さんからの意見を募集します。



【共通事項】

○意見の提出方法／所定の様式または任意の様式で募集。期間中に住所・氏名を明記し、持参、郵送（必着）、ファクス、Eメールで各提出先へ。電話では受け付けていません。

○その他／お寄せいただいた意見などは、個人を特定せずに市ホームページなどで公開する予定です。なお、意見提出者へ個別に通知はしません。

○計画案などの配布場所／担当課窓口、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、情報図書館、市民会館、各公民館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、市ホームページ。

① 行政不服審査会条例（案）

行政不服審査制度については、国民の救済手段の充実・拡充の観点から、行政不服審査法が全部改正され、約50年ぶりに抜本的な見直しが行われました。改正後の制度では、自治体に、不服申立てに対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関（附属機関）を設置することとなったため、市に第三者機関として行政不服審査会を設置する条例を制定します。

募集期間：1月19日(火)まで

提出先・詳細 総務部総務課 〒067-8674 高砂町6
☎ 381-1065 FAX 381-1070 Email=somu@city.ebetsu.lg.jp

② 江別市公共施設等総合管理計画（案）

公共施設などの全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための基本的な方針を定める計画を策定します。

募集期間：1月4日(月)から2月2日(火)まで

提出先・詳細 契約管財課 〒067-8674 高砂町6 ☎ 381-1147 FAX 381-1070 Email=keiyaku@city.ebetsu.lg.jp

③ 江別市鳥獣被害防止計画（案）

特定外来生物であるアライグマのほか、エゾシカなどの鳥獣による農業被害などに対して効果的な対策を講じるため策定した「江別市鳥獣被害防止計画」を改定します。

募集期間：1月4日(月)から2月2日(火)まで

提出先・詳細 農業振興課 〒067-8674 高砂町6
☎ 381-1025 FAX 381-1072 Email=nogyo@city.ebetsu.lg.jp

④ 江別市建築審査会条例の一部改正（案）

建築審査会の任期について、国の法令で全国一律に定められていた基準が法律の改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正）により、市の条例で定めることとなったため、条例を一部改正します。

募集期間：1月25日(月)まで

提出先・詳細 建築指導課 〒067-8674 高砂町6
☎ 381-1042 FAX 381-1078 Email=kenchikushido@city.ebetsu.lg.jp



一定要件の改修で 固定資産税が減額

住宅の改修工事で①②③のいずれかの要件を満たした場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。平成27年中に完了した工事は、平成28年度分の税額が減額となります。対象となる工事は次の通りです。

① 耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、耐震改修工事により現行の耐震基準に適合していることが証明された家屋。

② バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建築された住宅で、65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

③ 省エネ改修

平成20年1月1日以前に建築された住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していることが証明された家屋。

※①②③のいずれも、工事費用が50万円超のものが対象（平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上）
※②③の減額に関しては、補助金などを除く自己負担額

申込期限
平成28年3月31日(木)まで

工事後、原則3か月以内に、申告書と必要書類を提出してください。対象の工事内容、必要書類および減額適用期間は制度によって異なりますので、事前にお問い合わせください。提出後に現地を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。
詳細 資産税課家屋・償却資産係 ☎ 381-1404